

計算書類に対する注記(法人全体)

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況はない。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

建物、構築物、機械及び装置、車輛運搬具、器具及び備品一定額法

リース資産—リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金・・・社会福祉法人青森県社会福祉協議会の実施する職員共済制度に加入しており、
職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

賞与引当金・・・①サービス活動収益の10%以上、②当期活動増減差額の5%以上、③資産の合計の10%以上の3条件のうち、賞与引当金として計上する額が2条件以上満たした場合に重要性があると判断し、計上する。

今年度は満たした条件が1つだったため、重要性は無いものと判断し、計上していない。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、社会福祉法人青森県社会福祉協議会の職員共済制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)

当法人では、事業区分が社会福祉事業のみのため、作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

当法人では、拠点区分が1つのため、作成していない。

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

当法人では、公益事業を実施していないため、作成していない。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

当法人では、収益事業を実施していないため、作成していない。

(6) 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

ア あすなろクリーナーズ拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

イ 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(㊸))

ウ 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(㊹))

エ サービス区分

「本部」

「施設入所支援事業」

「生活介護事業」

「就労継続支援事業」

「短期入所事業」

「相談支援事業」

6. 基本財産及の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	26,111,065	0	0	26,111,065
建物	82,927,314	0	7,266,978	75,660,336
合計	109,038,379	0	7,266,978	101,771,401

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

貸借対照表上、間接法で表示している。

(単位:円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	0	0	0
構築物	0	0	0
機械・装置	0	0	0
車両運搬具	0	0	0
器具及び備品	0	0	0
リース資産	0	0	0
合計	0	0	0

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

科目	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	34,871,355	0	34,871,355
未収金	5,901,000	0	5,901,000
合計	40,772,355	0	40,772,355

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするための必要な事項

該当なし